

## 新規高卒者の募集を行うに当たり以下の内容に十分ご注意ください！

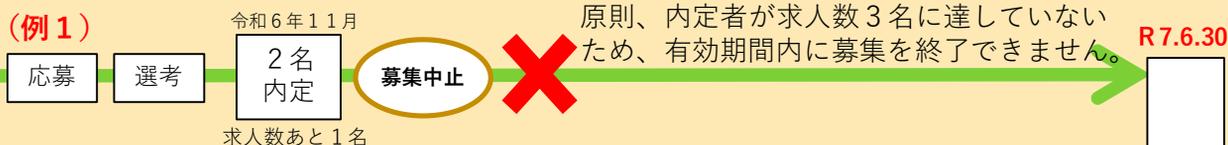
**求人申込み後に、募集の中止・募集人員の削減を行わないでください。**  
安易な募集の中止や募集人員の削減は、円滑な就職の妨げになります。

- ・令和6年度高卒求人の有効期間は令和7年6月末までです。
- ・原則、有効期間内での求人取消はできません（例1）。
- ・高卒求人の取消ができるのは、

高卒求人としての求人数以上の採用内定をした場合（例2）または  
求人票記載の受付期間が経過した場合（例3）に限られます。

### □ 受付期間を **設定していない** 場合

例  
え  
ば



#### よくあるNG例

- ・大卒の方を採用したため、高卒求人の募集を中止するまたは求人数を減らす。
- ・高卒求人で応募者が無いため高卒求人の募集を中止し、一般求人で募集する。

求人  
の有  
効  
期  
間

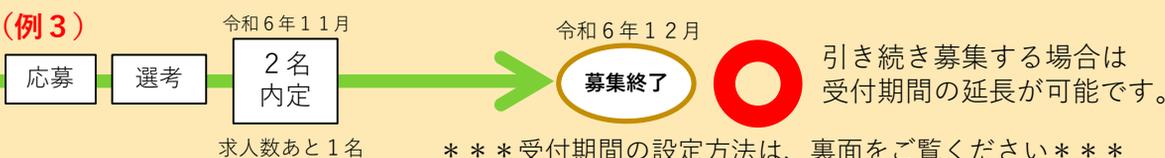
高  
卒  
求  
人  
数  
3  
名



### □ 受付期間を **設定した** 場合

( 例：受付期間 9月5日～11月30日 )

の  
場  
合



**高卒求人や大卒等求人、一般求人の募集人員を併用して募集することはできません。** 中長期的な人事計画等の下、企業の人員構成、職場における要員の過不足の状況等を十分見極めた上で、募集・採用計画数を決定して下さい。

やむなく募集の中止又は募集人員の削減を行おうとする場合には、あらかじめ **ハローワークへ書面での通知** が必要になります。

(職業安定法施行規則第35条第2項)

## 求人申込みにあたっての留意事項

- 職業安定法施行規則の改正により、**令和6年4月1日から求人票に明示する労働条件が新たに追加**となりましたのでご注意ください。
  1. 従事すべき業務の変更の範囲
  2. 就業場所の変更の範囲
  3. 有期労働契約を更新する場合の基準
  
- 業務内容などは、生徒に誤解を生じさせることのないように平易な言葉で的確に表示してください。
  
- 学校卒業予定者等は、特に配慮が必要であることから、当初の労働条件を安易に変更することは不適切です。また、原則内定までに労働条件の明示を書面により行わなければいけません。**虚偽の条件表示**などに対しては**罰則**があります。  
(職業安定法第65条8号)
  
- マイページから打ち出した求人票を印刷してハローワークの確認印を受けることなく学校へ持ち込まないようにしてください。  
**学校にはハローワークの確認印のある求人票を提出してください！**

## 高校卒業予定者の就職・採用活動に関するスケジュール

ハローワークでの求人受付開始	6月1日（返戻開始7月1日）～
学校への求人申込み開始	7月1日～
学校による推薦開始	9月5日～
企業による採用選考開始	9月16日～
就業開始期日	卒業式後

やむを得ず、求人票の内容を変更する場合は、ハローワーク米子（学卒係）へご連絡ください。

お問い合わせ先

ハローワーク米子（米子公共職業安定所） 学卒係  
〒683-0043 米子市末広町311 イオン米子駅前店4F  
TEL：0859（33）3911

# 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください

職業安定法施行規則の改正により、2024（令和6）年4月1日以降、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の明示をお願いします。

## ① 従事すべき業務の変更の範囲※

- 採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「変更範囲：変更なし」と明示してください。
- 将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に**変更後の業務を明示**してください。

職種： 介護員
仕事の内容： グループホーム（2ユニット：18人定員）にて、ご利用者様に対する生活全般の介護サービスを提供いただきます。 〈主な業務〉 ・移動、食事、入浴（2人体制）、排泄など日常生活の介助 ・介護記録作成 ・誕生日会などレクリエーション開催 ・買い物代行や、食材の買い出し ・機能訓練 など ※社用車（普通車1BOX：AT車）の運転をお願いすることがあります 変更範囲：会計・経理事務、障害者福祉施設指導員 <span style="float: right;">（最大360文字）</span>

## ② 就業場所の変更の範囲※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1. あり」とした上で、**転勤範囲を明示**してください。

就業場所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地に同じ <input checked="" type="checkbox"/> 登録済の就業場所に同じ <input type="checkbox"/> 在宅勤務に該当
	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県△△市□□町3番地 最寄り駅( 〇〇線 □□ 駅)から[徒歩・ <b>車</b> ]で( 10 分)
	就業場所に関する特記事項:
	従業員数:就業場所( 22 人) うち女性( 12 人) うちパート( 14 人)
	受動喫煙対策 <b>1. あり</b> 受動喫煙対策の内容: <b>屋内禁煙</b> ・喫煙室設置 ) 2. なし(喫煙可) 3. その他 受動喫煙対策に関する特記事項:
マイカー通勤	<input type="checkbox"/> マイカー通勤可 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場あり ※料金について「求人に関する特記事項欄」に記載してください。
転勤の可能性	<b>1. あり</b> → 転勤範囲: <b>A事業所、B事業所</b> 2. なし

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

### ③ 有期労働契約を更新する場合の基準

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約更新の可能性」欄を「1. あり」に○を付けてください。
- ・更新継続が期待される場合は「原則更新」、更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は「条件付きで更新あり」に○を付けてください。

#### ■ 原則更新の場合は以下のように明示してください。

**有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合**

「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間○年／更新回数○回）」

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

#### ■ 条件付きで更新ありの場合は以下のように明示してください。

・「契約更新の条件」欄に**具体的な更新条件**を記載

・**有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合**、同欄に記載

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

雇用期間	1. 定めなし ② 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇(日々又は1ヶ月未満) 年 月 日 ~ 年 月 日 又は 1 年 0 ヶ月
契約更新の可能性	①あり(原則更新 ・ <b>条件付きで更新あり</b> ) 2. なし (契約更新の条件: <b>会社が定める能力評価により判断(通算契約期間上限4年／更新回数上限3回)</b> )

Q 就業場所・業務に限定がない場合、どのように記載すればよいですか？

A 就業場所・業務に限定がない場合は、「**会社の定める○○**」と記載するほか、変更の範囲を一覧表として別途求職者に手交することも考えられますが、**求職者とのトラブル防止のため、できる限り就業場所・業務の範囲を明確にするのが望ましい**です。

Q 今回の明示事項について、記載欄に書き切れない場合は、どうすればよいですか？

A 今回の明示事項について、**指定された欄に書き切れない場合は、求人申込書の「求人に関する特記事項」欄に記載**してください。

このリーフレットの内容や具体的な求人票の記載方法については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。